

茨木市立上中条青少年センター 利用のご案内

上中条青少年センターは青少年による自主的・組織的な活動を促進するために設置しています。

1 開所時間・休館日

- (1) 開所時間 午前9時から午後10時まで（ただし、受付は午前9時から午後9時30分まで）
- (2) 休 館 日 毎週火曜日(祝日を除く)、祝日の翌日(日曜日は除く)、12月28日から翌年1月4日

2 利用できる人・団体

- (1) 学習室
 - 茨木市に居住、または通勤・通学する青少年（30歳未満）
- (2) ラウンジ
 - 茨木市に居住、または通勤・通学する方（年齢制限なし）
- (3) 貸館
 - 茨木市に居住、または通勤・通学する者が半数以上を占める2人以上の団体
 - ※ 営利、政治または宗教的活動を目的とする利用はできません。

3 貸館利用登録について

- (1) 登録手続
 - ① 「茨木市立上中条青少年センター利用登録申請書」に必要事項を記入して提出してください。
登録が完了すれば、青少年センターからお知らせします。（別途施設予約システムの登録が必要）
※登録が完了していない団体が施設予約システムから予約された場合、取消となります。
 - ② 団体の活動内容が、青少年活動に該当すると思われる場合は「青少年活動確認票」をあわせて提出してください。確認票の内容から青少年活動に該当すると認められる場合は、「青少年」の区分で利用することができます。（「4 貸館利用者の区分」参照）
- (2) 登録の有効期間
 - 4月1日（または登録が完了した日）から翌年3月31日まで
 - 茨木市施設予約システムにおいて、上中条青少年センターのご利用に係る抽選申込や空きコマ予約を行うにあたっては、4貸館利用者区分を必ずご確認ください。
 - システム操作等については、市HPをご覧ください。

市HPへはこちらから



4 貸館利用者の区分

区分	内容	使用料	利用申込受付期間	
青少年	18歳未満 ^{※1} が主体となる団体 ※1（4月1日現在の年齢とします。） 詳しくは青少年活動確認票に記載されている認定基準をご確認ください。	無料	利用する月の4か月前の初日～利用日当日まで先着順 （1月は4日から）	
使用料免除団体	「公の施設使用料免除団体審査会」の審査により免除が妥当とされた団体	免除	利用する月の4か月前の初日～利用日当日まで先着順 （1月は4日から）	
その他の団体	青少年・使用料免除団体以外の団体	有料	30歳未満	利用する月の4か月前の初日～利用日当日まで先着順 （1月は4日から）
			30歳以上	・利用する月の4か月前の20日～月末に抽選申込み（翌月1日に抽選後結果を通知）※2 ・抽選後の空室は先着順 （利用日の3か月前の2日から利用日当日まで）

※2 抽選結果通知後、10日までに当選された申込み区分の当選確定、又は辞退の手続きをシステムでしてください。

確定手続きをされない場合、自動取消となります。

青少年団体、免除団体の方が利用予定日4か月前に利用申請をされる場合は、当該月の19日までに申請を終えるようにして下さい。（例 8月利用分：その他の団体の抽選申込み期間が4月20日～30日となるので4月19日まで）

5 各部屋の概要及び利用の限度

階	部屋名	定員	用 途※
1 階	青少年ホール	350 人	集会・演劇・音楽・レクリエーション活動など ※ボール等の使用不可
2 階	料理室	20 人	調理実習・会議など
	和室 (飲食禁止)	30 人	茶道・華道・着付け・柔軟体操など
3 階	児童室	20 人	工作・会議・音楽活動（バンド除く）など
	第 1 会議室	24 人	会議・講習会など
	第 2 会議室	42 人	間仕切りを外して大会議室としても利用できます
	音楽視聴覚室 (飲食禁止)	60 人	音楽（楽器・バンド・コーラスほか）・柔軟体操など

※利用目的・内容が各部屋の用途に適さないと判断した場合は、利用をお断りすることがあります。

○ 利用時間の区分

《青少年ホール》午前／9:00～12:00 午後／13:00～17:00 夜間／18:00～22:00

《その他の貸室》1 時間ごとの時間貸し／9:00～22:00

○ 利用の限度

区分貸し：利用時間 1 区分を 1 コマと数え、1 日の申込は 6 コマ以内、

1 ヶ月の申込上限 15 コマまで

時間貸し：1 時間単位として、1 日の申込は 24 時間以内、1 ヶ月の申込上限 60 時間まで

※同一月内で区分貸しと時間貸しを併用する場合は、1 コマを 4 時間と換算し、

どちらかの上限に達するまで利用可能。

※利用日の 2 週間前からは、上記の限度数に関係なく申請できます。（窓口申請のみ）

※モバイル Wi-Fi ルーターの貸し出しができます。（窓口等で事前予約制、1 台）

○ 利用最低人数 青少年ホール／10 人以上 その他の貸室／2 人以上

6 施設使用料

室名	利用料金
青少年ホール	午前：2,550円 午後及び夜間：3,550円
料理室	80円/時間
和室	130円/時間
児童室	90円/時間
第一会議室	80円/時間
第二会議室	150円/時間
音楽視聴覚室	300円/時間

7 施設使用料の支払い方法

- ・支払方法は、現金、口座振替及びクレジット決済があります。
- ・システムでの申請で、現金支払いを選択された場合は申請日から 7 日以内にお支払いください。
※申請が利用日の 7 日以内の場合は、利用前日までにお支払いください。
- ・口座振替による後納払いは、翌月 20 日に指定口座から引き落としとなります。（要：口座振替依頼書）
- ・クレジット決済は、利用申込後、職員の審査完了により、システム上でオンライン決済が可能となります（原則利用申込後 7 日以内にお支払いください。）。窓口でのクレジット決済はできません。また変更等により金額変更が発生した場合は、現金での対応となります。
- ・付帯設備については無料で利用できます。要予約。（故障等により利用できない場合があります。）
- ・青少年団体及び使用料免除団体以外の団体が、青少年活動確認票の認定基準を満たした活動を実施する場合、使用料が無料となります。（要：青少年活動確認票）

8 利用の変更、取消

- ・利用の取消をされる場合は施設予約システムまたは窓口にて手続きをしてください。
- ・利用の変更をされる場合はセンター窓口にて手続きをして下さい。（施設予約システム不可）
※利用の変更手続きは利用日の3日前まで、1回限りとします。（月変更も可能）
- ・変更により使用料に不足が生じる場合は、変更申請のときに差額をいただきます。
- ・変更により使用料に超過が生じる場合の差額は、還付（後日）または減額します。
- ・取消をされても使用料はお返しできません。ただし、つぎの場合は下記のとおり還付します。

（利用料金を前納されている場合）

ア 利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき・・・全額
（10日以内に還付の申請をする必要があります。）

イ 利用日の60日前までに「取消申請書」を提出して、利用を取り消したとき・・・全額

ウ 利用日の7日前までに「取消申請書」を提出して、利用を取り消したとき・・・5割の額

9 貸館利用上の注意事項

- (1) 利用申込の内容と実際の利用内容が異なったり、必要な書類を提出されなかったりするなど、利用方法等に問題があると判断した場合は、利用をお断りすることがあります。
- (2) 引き続き3日を超えての利用はできません。（教育委員会が特別の理由があると認める場合を除きます。）
- (3) 利用の権利を他の団体等に譲渡、又貸しすることはできません。
- (4) 利用人数が、各部屋の定員を超えないようにしてください。
- (5) 付帯設備及び給湯室を利用する場合は、利用申込のときに申し出てください。
- (6) 準備・後片付けは、利用時間内に行ってください。
- (7) 備品等の使用の際は丁寧に取り扱い、終了後はきちんと元の場所に戻してください。
故意または重大な過失により破損された場合は、弁償していただくことがあります。
- (8) 16歳未満の者が利用するときは、午後7時までに終了してください。
（保護者または指導者が同伴している場合を除きます。）
- (9) 音楽視聴覚室のミキサー室は「茨木市立上中条青少年センター音響機器等取扱者証」所持者のみ利用できます。利用するときは、必ず「取扱者証」を提示し、「ミキサー室利用鍵貸出簿」に必要事項を記入してください。
- (10) 和室・音楽視聴覚室での飲食はできません。
- (11) 青少年ホールでは、球技やボール遊びはできません。
- (12) センター敷地内での喫煙・飲酒はできません。また、所定の場所以外では火気の使用はできません。
- (13) 他の利用者の迷惑になる行為は謹んでください。（大声を出す、走り回るなど）
- (14) 火災、地震等の非常時には、職員の誘導や館内放送等にしがって行動してください。

10 貸館当日の利用方法

※ 以下の手続は、必ず当日の責任者が行ってください。

(1) 利用する前

- ① 1階事務室窓口で団体名を申し出てください。
- ② 利用する部屋のファイル（利用報告書）を受け取ってください。
- ③ 職員が部屋の鍵を開けに行きます。
（夜間・土日祝の利用時は、利用者で施錠をお願いします。）

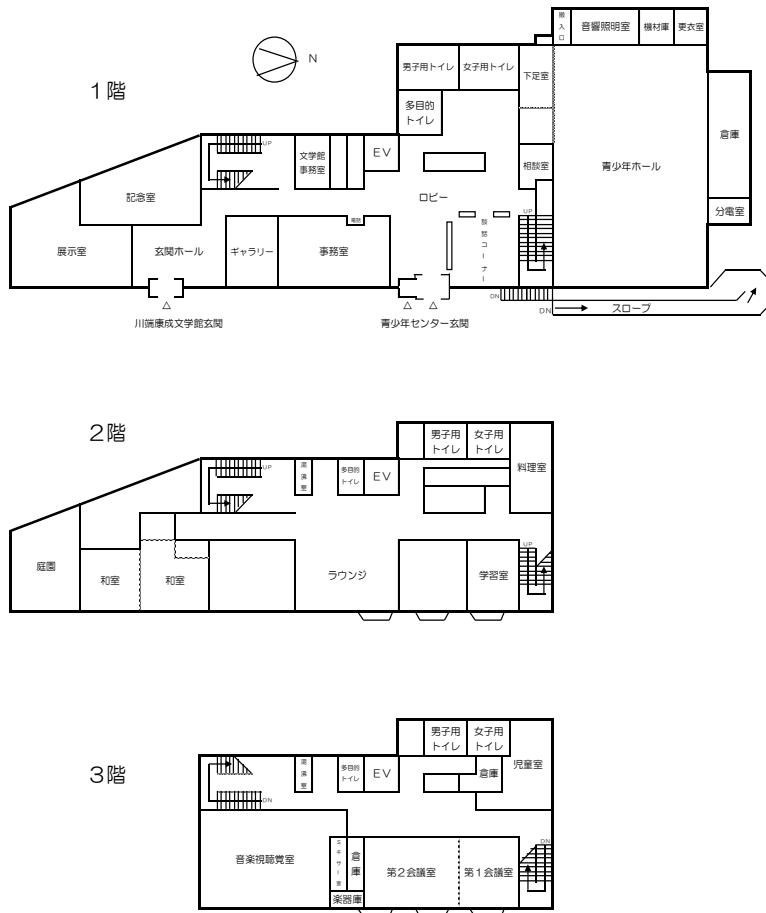
(2) 利用した後

- ① 事務室に電話で連絡（内線18番）し、職員による点検を受けてください。
（夜間・土日祝の利用時は、利用者で点検・施錠をお願いします。）
- ② 利用報告書を記入し、事務室へ提出してください。
事務室で貸し出した備品等がある場合は、事務室へ返却してください。

11 学習室・ラウンジ（2階）の利用について

- (1) 学習室・ラウンジは、利用登録や予約なしで利用できます。
- (2) 利用するときは1階事務室窓口で、「学習室・ラウンジ利用者申込書」に必要事項を記入し、ストラップ付「茨木市立上中条青少年センター学習室利用許可証」・「茨木市立上中条青少年センターラウンジ利用者証」を受け取ってください。
- (3) 利用中は常時「茨木市立上中条青少年センター学習室利用許可証」・「茨木市立上中条青少年センターラウンジ利用者証」を首から提げるなど見えやすい位置に着用し、利用終了時に事務室へ返却してください。
- (4) 学習室での飲食はできません。

12 センター内各階配置図



建設概要

構造 鉄筋コンクリート造

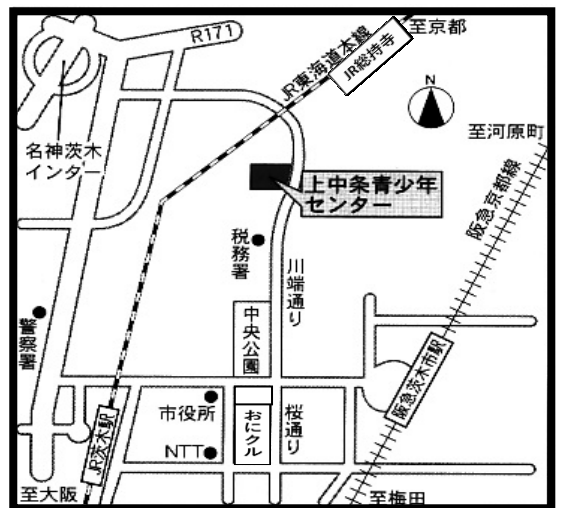
(地下1階・地上3階建)

敷地面積 3,444.61m²

建築面積 1,371.87m²

延床面積 3,698.83m²

開館日 昭和60年（1985年）5月4日



JR茨木駅より徒歩 20 分

JR総持寺駅より徒歩15分

阪急茨木市駅より徒歩20分

詳しくは二次元コード
から！！



13 問合先

茨木市立上中条青少年センター
茨木市教育委員会 教育総務部 社会教育振興課

〒567-0881
茨木市上中条二丁目 11 番 22 号
茨木市立上中条青少年センター内
電話 (072)622-5180 FAX (072)622-9858
E-mail : seisyonen@city.ibaraki.lg.jp



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



茨木市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。